

大津市文化観光振興助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の観光資源となる文化財等（以下「文化観光資源」という。）を保存し、継承し、及び活用するための経費の一部について助成金を交付することにより、もって本市の文化観光の振興に資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による大津市文化観光振興助成金（以下第4条第2項を除き、「助成金」という。）の交付を受けることができる者は、助成対象事業を実施する個人又は団体とする。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、次の各号のいずれかに該当する事業（以下「助成対象事業」という。）を実施するために要する経費とする。

- (1) 文化観光資源を構成する物品の修理、修繕又は複製を行う事業
- (2) 大津市文化財保護条例（昭和52年条例第2号）第30条第1項に規定する市指定有形民俗文化財の保存施設の建設又は補修を行う事業
- (3) 観光イベントとして定着している伝統行事を他の地方公共団体で開催されるイベントにおいて実施する事業
- (4) その他市長が文化観光の振興に資すると認めた事業

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条第1号及び第2号の助成対象事業については、その経費（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）（同条第2号の助成対象事業にあつては、土地の取得又は賃貸借に要する経費を除く。）の4分の3の額（1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、その額が10,000,000円を超えるときは10,000,000円とする。）とし、同条第3号及び第4号の助成対象事業については、その経費の3分の2の額（1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、その額が3,000,000円を超えるときは3,000,000円とする。）とする。

2 助成対象事業については、国若しくは滋賀県又は本市の他の助成金若しくは補助金の交付を受ける場合その他収入がある場合は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額からこれらの額を差し引いた額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を助成金の額とする。

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市文化観光振興助成金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類等

(決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市文化観光振興助成金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市文化観光振興助成金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市文化観光振興助成金交付決定取消通知書（様式第4号）又は大津市文化観光振興助成金交付決定変更通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市文化観光振興助成事業変更承認申請書（様式第6号）又は大津市文化観光振興助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）とする。

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類等

(承認通知書等)

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市文化観光振興助成事業変更承認決定通知書（様

式第8号)又は大津市文化観光振興助成事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第9号)若しくは大津市文化観光振興助成事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第10号)又は大津市文化観光振興助成事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(実績報告書)

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市文化観光振興助成事業実績報告書(様式第12号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算報告書
- (3) 領収書等(明細を記したものを含む。)の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類等

(確定通知書)

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市文化観光振興助成金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は大津市文化観光振興助成金交付請求書(様式第14号)とする。

(一括又は分割による交付請求書)

第13条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市文化観光振興助成金交付請求書(様式第15号)とする。

(取消通知書)

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市文化観光振興助成金交付決定取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第15条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市文化観光振興助成金返還通知書(様式第17号)により行うものとする。

(帳簿の備付け)

第16条 助成金の交付を受けた者は、当該助成事業完了後10年間、当該助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 大津市文化観光振興助成金交付規則(平成8年5月15日制定)は、廃止する。
- 3 この要綱は、大津市文化観光振興基金条例(平成8年条例第1号)が廃止されたときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号 (第5条関係)

大津市文化観光振興助成金交付申請書

(宛先)

年 月 日

大津市長

申請者 住所

氏名

電話

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市文化観光振興助成金の交付について次のとおり申請します。

助 成 年 度	年 度
助 成 事 業 の 名 称	
助成事業の目的及び内容	
実 施 方 法 の 概 要	
助成事業の経費所要額	金 円
交 付 申 請 金 額	金 円
助成事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	(1) 収支予算書 (2) 事業計画書 (3) その他市長が必要と認める書類等

様式第2号（第6条関係）

大津市文化観光振興助成金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付けで申請のあった大津市文化観光振興助成金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

助 成 年 度	年 度
助 成 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	金 円
交 付 条 件	(1) 大津市補助金等交付規則及び大津市文化観光振興助成金交付要綱の規定を遵守すること。 (2) 交付決定金額は概算であり、事業完了後に提出される実績報告書に基づき額を確定し改めて通知します。 (3) この助成金は、申請による用途以外の用途に使用してはいけません。 (4) この助成金に対する事業報告書及び収支決算報告書を事業完了後当該年度末までに提出して下さい。 (5) この助成金の用途などについて、大津市監査委員の監査を受けることがあります。 (6) 前各号に違反したときは、助成金の交付決定を取り消し、及び助成金の一部又は全部の返還を命ずることがあります。

様式第3号（第6条関係）

大津市文化観光振興助成金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付けで申請のあった大津市文化観光振興助成金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

助 成 年 度	年 度
助 成 事 業 の 名 称	
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第4号（第7条関係）

大津市文化観光振興助成金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市文化観光振興助成金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

助 成 年 度	年 度
助 成 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第5号（第7条関係）

大津市文化観光振興助成金交付決定変更通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市文化観光振興助成金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

助 成 年 度	年 度
助 成 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	金 円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	(1) 当初交付決定金額① 金 円 (2) 変更後交付決定金額② 金 円 (3) 差額 (②-①) 金 円
変 更 を し た 理 由	

様式第6号（第8条関係）

大津市文化観光振興助成事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住所

氏名

電話

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定のあった大津市文化観光振興助成事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

助 成 年 度	年 度
助 成 事 業 の 名 称	
助成事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 収支決算見込書 (2) 事業変更計画書 (3) その他市長が必要と認める書類等

様式第7号（第8条関係）

大津市文化観光振興助成事業中止（廃止）承認申請書

（宛先）

年 月 日

大津市長

申請者 住所

氏名

電話

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定のあった大津市文化観光振興助成事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

助 成 年 度	年 度
助 成 事 業 の 名 称	
中 止（ 廃 止 ） す る 理 由	
中 止（ 廃 止 ） の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第8号（第9条関係）

大津市文化観光振興助成事業変更承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定をした大津市文化観光振興助成事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

助 成 年 度	年 度
助 成 事 業 の 名 称	
承 認 し た 変 更 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

様式第9号（第9条関係）

大津市文化観光振興助成事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定をした大津市観光振興助成事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

助 成 年 度	年 度
助 成 事 業 の 名 称	
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

様式第10号（第9条関係）

大津市文化観光振興助成事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定をした大津市文化観光振興助成事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

助 成 年 度	年 度
助 成 事 業 の 名 称	
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第11号（第9条関係）

大津市文化観光振興助成事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定をした大津市文化観光振興助成事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

助 成 年 度	年 度
助 成 事 業 の 名 称	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第12号（第10条関係）

大津市文化観光振興助成事業実績報告書

(宛先)

年 月 日

大津市長

助成事業者 住所

氏名

電話

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定のあった大津市文化観光振興助成事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

助 成 年 度	年 度
助 成 事 業 の 名 称	
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	金 円
助 成 金 の 既 交 付 金 額	金 円
助成事業の経費精算額 (助成対象金額)	金 円
添 付 書 類	(1) 事業報告書 (2) 収支決算報告書 (3) 領収書等の写し(明細のわかるもの) (4) その他市長が必要と認める書類等

様式第13号（第11条関係）

大津市文化観光振興助成金確定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で助成金の交付の決定をした大津市文化観光振興助成事業について、次のとおり大津市文化観光振興助成金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

助 成 年 度	年 度
助 成 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	金 円
助成事業の経費精算額 (助 成 対 象 金 額)	金 円
交 付 確 定 金 額	金 円

様式第14号(第12条関係)

大津市文化観光振興助成金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

助成事業者 住所

氏名

印

電話

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大

第

号で交付の確定のあった大津市文化観光

振興助成金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求
します。

助 成 年 度	年 度		
助 成 事 業 の 名 称			
交 付 確 定 金 額	金 円		
交 付 請 求 金 額	金 円		
振 金 込 融 先 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協	支店
	口 座 番 号	普通・当座	
	口 座 名 義		
添 付 書 類			

様式第15号（第13条関係）

大津市文化観光振興助成金交付請求書

(宛先)

年 月 日

大津市長

助成事業者 住所

氏名

印

電話

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市文化観光振興助成金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前交付請求（一括・分割）します。

助 成 年 度	年 度	
助 成 事 業 の 名 称		
交 付 決 定 金 額	円	
助成金を事前交付申請 (一括・分割)する理由		
助成金の既交付金額	円	
交 付 請 求 金 額	円	
振 金 込 融 先 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通・当座
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

様式第16号（第14条関係）

大津市文化観光振興助成金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市文化観光振興助成金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

助 成 年 度	年 度
助 成 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 (確 定) 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 (確 定) 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第17号(第15条関係)

大津市文化観光振興助成金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市文化観光
振興助成金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返
還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日 まで
助 成 年 度	年 度
助 成 事 業 の 名 称	
助 成 決 定 金 額	円
助 成 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第
19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限
までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。